

社会福祉法人愛成会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

2. 当法人の課題

労働者に占める女性労働者の割合はすべての区分において80%以上となっているが、女性労働者数の比率に比べると管理職に占める女性労働者の割合が比較的低い。

女性労働者の育児休業取得率に比べて、男性労働者の育児休業取得率が低い。

3. 目標

管理職に占める女性労働者の割合を50%以上にする。

男性労働者の育児休業取得率を40%以上にする。

4. 取組内容と実施時期

○令和3年4月～

職員の育成計画を作成し、法人全体で共有する。

育児休業取得を推奨するため、制度の周知を図る。

○令和4年4月～

役職任期制度の満了により、役職者の配置見直しを図る。

男性労働者が育児休業を取得しやすい環境を整えるため、業務の見直しを図る。

○令和5年4月～

人事考課の結果等から管理職候補者を擁立する制度を策定する。

育児休業取得経験のある男性職員に体験談の作成を依頼し、法人内で共有する。

○令和6年4月～

管理職の人員配置について、長期的計画を作成する。

管理職を対象に、男性労働者の育児休業取得促進を図るための研修を実施する。

○令和7年4月～

管理職候補者の育成研修を実施する。

配偶者が出産を予定している男性労働者に対して、上司から育児休業の取得を呼びかける。